

令和8年第8回津市教育委員会会議録

日時：令和8年7月30日（木）

午前9時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委	員	西	口	晶	子
	委	員	富	田	昌	平
	委	員	山	口	友	美
	委	員	小	松	雅	和

出席者	教育長	伊	藤	雅	子
	教育総務部長	織	田	充	彦
	学校教育部長	堀	内	晋	三
	教育総務部次長	林		桂	子
	学校教育部次長（兼）学校教育課長	北	川	健	太郎
	教育総務部教育施設担当参事				
	（兼）教育施設課長	水	谷	隆	彦
	教育総務課長（兼）香良洲教育事務所長	出	口	真	也
	教育総務課給食担当副参事	高	津	陽	介
	生涯学習課長	江	角		武
	生涯学習課生涯学習・				
	公民館事業担当副参事	木	田		実
	生涯学習課文化財・				
	津城跡整備活用推進担当副参事	石	田	淳	美
	津図書館長（兼）津図書館図書事務長	臼	井	正	之
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	信	田	直	子
	教育研究支援課長	天	田	章	子
	人権教育課長 代理				
	人権教育課調整・人権教育担当主幹	谷	崎	洋	平

付議した事件及び議決結果

- 承認第14号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部の変更について）
- 承認第14号 公開で開催
- 承認第14号 原案承認

議案第 2 4 号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第 2 4 号 非公開で開催

議案第 2 4 号 原案可決

議案第 2 5 号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

議案第 2 5 号 非公開で開催

議案第 2 5 号 原案可決

議案第 2 6 号 津市いじめ対策会議委員の委嘱について

議案第 2 6 号 非公開で開催

議案第 2 6 号 原案可決

報告事項

(1) 津市教育委員会点検・評価について

(2) 学校給食会計の公会計化に向けた取組状況について

(3) 学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借契約締結の報告について

(4) 津市電子図書館システム構築及び利用等業務に係るプロポーザルの結果について

教育長 令和 8 年第 8 回教育委員会を開催いたします。

本日の会議の概要説明をお願いします。

教育総務部長 本日は、承認第 1 4 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部の変更について）、議案第 2 4 号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、議案第 2 5 号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について、議案第 2 6 号 津市いじめ対策会議委員の委嘱についての 4 件について、御審議をお願いします。

次に、報告事項として（1）津市教育委員会点検・評価について、（2）学校給食会計の公会計化に向けた取組状況について、（3）学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借契約締結の報告について、（4）津市電子図書館システム構築及び利用等業務に係るプロポーザルの結果についての 4 件でございます。

詳しい内容につきましては、各担当課長等から説明いたしますので、よろしくお願いします。

教育長 本日の事件は、お手元の事項書のとおり、承認第 1 4 号、議案第 2 4 号

から議案第26号の4件及び報告事項（1）から報告事項（4）の4件です。

このうち議案第24号から議案第26号及び報告事項（1）につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号、第2号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 それでは、議案第24号から議案第26号及び報告事項（1）につきましては、非公開と決定します。

<以下公開>

教育長 それでは、「公開事案」の審議に入ります。承認第14号「専決処分の報告について（工事請負契約の一部の変更について）」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課生涯学習・公民館事業担当副参事。

生涯学習課生涯学習・公民館事業担当副参事 承認第14号「専決処分の報告について（工事請負契約の一部の変更について）」、御説明申し上げます。

津市南郊公民館建築工事における工事請負契約の一部の変更については、緊急やむを得なかったため、津市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和8年7月15日に教育長が臨時代理いたしましたので、同規則第4条第2項の規定に基づき、令和8年7月30日開催の教育委員会において報告し、その承認を求めたいと思います。

変更内容としましては、賃金等の変動により、津市工事請負契約約款第26条第6項インフレスライド条項の規定に基づく変更で、インフレスライドとは、予期できない急激な物価や賃金の変動で契約金額が合わなくなったとき、発注者と受注者が金額の変更について協議し、金額を変更することができるルールでございます。協議の結果、令和8年7月15日付で、契約金額を、税込180,378,000円から税込181,485,700円へ税込1,107,700円の増額変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。

教育長 よろしいでしょうか。承認第14号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、承認第14号については、原案どおり承認します。

次に、報告事項に入ります。報告事項（2）「学校給食会計の公会計化に向けた取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務課給食担当副参事。

教育総務課給食担当副参事 報告事項（2）「学校給食会計の公会計化に向けた取組状況について」、現在までの取組状況と、8月以降の取組を御説明申し上げます。

資料はワードのものが4ページ、カラー刷りのパワーポイントのものが2ページございます。パワーポイントの2枚目、給食会計の公会計化 業務の進捗状況につきましては、これから御説明いたします事項ごとの、4月から9月までの進捗状況を一覧にしたものです。内容欄の1から13までは、ワードの資料の事項順になっておりますので、ワードの資料と併せて御覧いただきますようお願いいたします。

まず、ワードの資料の1ページ目を御覧ください。

公会計に係る会計事務に必要な不可欠なものである、1 給食会計管理システムの導入についてです。

当該会計管理システムについては、去る、令和8年2月6日に公募型プロポーザル方式による業者選考を実施し、日本ソフトウェアマネジメント株式会社を最優先候補者に決定、同年4月30日に契約額1,872万2千円で同者と業務委託契約を締結しました。

現在、公会計化開始に向けて同社と協議等を進めているところであり、今後、市担当者向け、学校担当者向け操作研修会の開催、システムの仮稼働やテスト運用を実施予定です。

パワーポイント1枚目の給食費の徴収・管理に係る業務フローを御覧ください。

こちらは、私会計時の給食費等の管理と公会計化後の給食会計管理システムを用いた給食費等の管理をイメージした資料になります。

私会計時には、中学校の学校給食費、小学校の給食負担軽減補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、教育扶助費、就学援助費は、それぞれ、別個の事務手続きの下、各学校等の口座に支払いがされており、管理は各学校等が行っています。

公会計化後は、学校給食費等の徴収をはじめとした事務手続きを全て市で行うとともに、学校給食費等は全て市の歳入に繰り入れられます。また、当該学校給

食費等については、給食会計管理システムを用いて、市が一元的に管理を行います。学校等においては、市では把握が難しい学校行事等の情報について、給食会計管理システムに入力する業務を担っていただきます。

続きまして、ワードの資料の2ページを御覧ください。

2 公会計化に伴う各種事務手続き等についてとしまして、学校給食申込書の提出状況、口座振替登録の登録状況を御説明いたします。

まず、(1) 学校給食申込書ですが、公会計化後は市が給食に関する予算管理を行うことになることから、給食を喫食する児童等について、保護者等からの喫食の申し込みの所存を明らかにするため、提出を求めるものです。

学校給食申込書は給食を喫食する教職員等にも提出を求め、5月末日までに、給食を喫食する全ての児童等から提出いただいております。

次に、(2) 口座振替登録です。学校給食費の徴収方法については、口座振替を原則とするため、保護者等に対して、紙媒体による口座登録とWebによる登録方法を周知し、令和8年7月13日現在の登録件数は、徴収対象者約8,500人に対し約6,500件となっています。登録期間は一旦7月24日で締め切っておりますが、今後も随時登録を進めます。

次に、(3) コンビニ収納です。口座振替ができない場合は、納付書による納付となりますが、保護者の利便性向上のため、24時間支払い可能な、コンビニエンスストアでの支払いやスマートフォンアプリによる二次元コード決済を導入するため、現在その仕組みを構築しています。

次に、(4) 保護者等への周知です。保護者への公会計化制度の理解を深めるため、3月末にチラシの配布、また、5月中旬に市ホームページ内に公会計のページを新たに開設しました。

続きましてワード資料の3ページ目を御覧ください。

3 業者選定について、(1) 津市競争入札参加資格者名簿への登録です。公会計化後は、原則、市の契約規則に基づき、業者選定等の契約事務を進める必要があることから、4月中旬に現在の食材納入業者に対し、市の競争入札参加資格者名簿の登録案内を行い、令和8年7月1日現在で、全90者のうち70者に名簿登録いただきました。現在、残りの業者に対し、個別に名簿登録の案内を行っています。

次に、(2) 津市学校給食用物資納入業者名簿への登録です。給食用物資の業者選定にあたっては、納入業者がどの地域にどのような物資を納入できるのかを把握する必要がありますが、これらの情報は、市の競争入札参加資格者名簿のみでは把握できないため、市の入札参加資格者名簿に登録された業者から、納入希望地域や納入希望品目等について、届け出を受けた上で、市の入札参加資格者名簿とは別に、津市学校給食用物資納入業者名簿を作成し、当該納入業者名簿から業

者選定を行います。

現在、各業者に対し、納入業者名簿への登録案内を行っています。

次に給食物資調達のルールを規定した（３）津市学校給食用物資の調達等に関する要領です。

毎日の給食を確実に提供するためには、可能な限り物資調達の不調や不落を回避する必要があることから、給食物資調達においては、他の物品調達とは異なり、市内業者、準市内業者、市外業者を同順位で指名するなど、業者の決定方法や給食用物資の調達方法を定めた本要領を、令和８年６月３０日付けで制定しました。

ワード資料の４ページを御覧ください。

４ 例規についてです。令和８年３月２６日に制定しました津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の施行に関し、学校給食費の額など、条例の施行に必要な事項を定めた津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する規則と公会計事務を適正かつ円滑に進めるため必要な事項を定めた津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に係る事務取扱要領を８月上旬に制定予定です。

続きまして、５ 公会計化事務説明会です。学校における公会計化事務への理解を深めるため、予め、公会計化事務マニュアルを学校等に配布した上で、令和８年７月２７日、７月３０日に、学校担当者向けの事務説明会を開催します。

６ 未納債権の継承、私会計の決算方法についてです。私会計時の給食費の未納債権に係る処理、私会計の決算方法について、現在検討を行っており、決定した内容等については、９月の校長会等で説明する予定です。

最後に、７ その他です。公会計化移行に関しましては、学校担当者との情報共有や都度開催される校長会等におきまして、業務進捗やスケジュールの説明を行っており、今後必要に応じ説明を行っていきます。

以上で説明を終わります。

教育長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。山口委員。

山口委員 ２つありまして、まず、口座振替登録者数徴収対象者のうち、教えていただいたんですが、こういった方が口座振替にできなくて、コンビニ決済収納を求めているいらっしゃるんですか。

教育総務課給食担当副参事 今でも口座振替が大体８割から９割と学校には聞いておりまして、例えば、今であれば、現金払い、徴収という方なので、口座を持っていない方とかですね。そういう方が口座振替登録はされないのかなと理解しております。

山口委員　そうですね。口座を持っていらっしゃらないという方ですよ。

教育総務課給食担当副参事　はい。

山口委員　そういった方がこれだけの数いらっしゃって、コンビニで収納していただけるかどうかですよ。

教育総務課給食担当副参事　そうですね。コンビニとキャッシュレス決済も対応できるようなオプションにしております。なかなか働いていては日中の15時までに金融機関に行けないということもあると想定して、24時間お家でも支払いができるような仕組みを構築しました。

山口委員　収納できなければ、市でちゃんと最後まで督促などもするのですか。

教育総務課給食担当副参事　そういうことですね。

山口委員　学校でではなくてですか。

教育総務課給食担当副参事　はい。

山口委員　それからもう1つあるんですが、給食用物資の調達等に関するところで、今までは順位を、第一順位、第二順位、第三順位とつけていらっしゃったようで、これをなくして同順位で指名するという事なんですが、これは何か理由があるんですか。

教育総務課給食担当副参事　今まででは、私会計という運用になりますので順位をつけていません。市の契約規則では、物品を買うときには第一順位は市内業者、第二順位は準市内業者という順番なんですが、今は、その順位には従っておらず、市内、準市内、市外も全て同じ順位で物品調達、購入をさせていただいていますので、公会計化に伴い市の会計規則に準じて進めさせていただくということになります。

山口委員　実態は順位がついていなかったということですね。

教育総務課給食担当副参事　そういうことになります。

山口委員 同順位でやっていたということなんですね。

教育総務課給食担当副参事 はい。

山口委員 それで実態によれば、市内の業者の方々、第一優先というふうに進めていらっしゃる場所もあるようですので、津市はそれは特になんないということですね。

教育総務課給食担当副参事 そうですね。地域というか、学校の市域がかなり広いということがございまして、どうしても市外の大きな給食の業務会社さんに尽力をいただかなければ成り立っていない地域もありますので、そのあたりについては柔軟に対応したということになります。

山口委員 分かりました。

教育長 ほか、いかがでしょうか。西口委員。

西口委員 学校給食の会計が公会計化で一律にしていただけということとは、学校現場にとっては本当にありがたいことだなと思います。それで、まず1ページ目なんですが、金額、公募型プロポーザルで日本ソフトウェアマネジメント株式会社と契約するのは8月31日までで、そこまででソフトが全部完成するという予定なんですか。

教育総務課給食担当副参事 おっしゃるとおり、9月1日の運用、8月31日の業務完了に向けて、今、最終調整の段階でございます。

西口委員 それ以降に、もし不具合が生じたらどうなるのでしょうか。

教育総務課給食担当副参事 システムについては、保守契約、メンテナンス契約という契約を別途契約してございますので、そちらについても対応できるという認識でございます。

教育長 西口委員。

西口委員 それは同じ会社ですか。

教育総務課給食担当副参事 同じ会社でございます。

西口委員 それから、小学校については、国や県から給食費については入ってくるかと思うんですが、一番問題は中学校の保護者さんがきちんと払われるかということが大きく、場合によっては未納の可能性も出てくるかと思うんですが、未納について、4ページに未納債権の継承、私会計化の決算方法についてということが書いてございますが、ここについて、どのように協議、検討を行っていて、9月の校長会等で示したいものはどういう検討内容なのかを話せるところまで話していただいてよろしいですか。

教育総務課給食担当副参事 現在の私会計時の未納状況については、学校の先生方の御尽力もあって、大変、低い数字になっています。パーセンテージにしますと、徴収すべき額に対しての未納額は本当に1%に満たないような状況になっております。ただ、未納に対する対応が学校それぞれ異なっておりまして、きちんと対応しているのもあれば、対応していないわけではないんでしょうが、いつ何を、誰に対応したとかいった記録まで取っていないケースも多くあります。例えば、未納の方が在校生ではなくて、卒業されたり、市外、県外へ転出をされたりとか、様々なケースがございます。公会計で計上する場合、当然、全ての未納債権の履歴というか、どのような対応を行っていたとか、どこからが未納で、どこまでのものなのかというものがきちんと全て把握できないと、市の債権としては計上できないものと考えておりますので、現在はその未納債権については、学校で対応をしていただくということで、市には引き継がないということで検討を進めています。

西口委員 ということは、9月からはこれ全部こちらになりますので、9月からは未納については市で対応されるということでしょうか。

教育総務課給食担当副参事 お見込みのとおりでございます。9月からの給食費については、未納があれば、市で未納対応を行うことになります。

西口委員 もう1点よろしいでしょうか。登録についてですが、約2,000件の口座の登録が進んでないと思うんですが、これは小学校と中学校の割合でいくと、やっぱり中学校のほうが多いとか、そういったあたりの経緯をまず教えてくださいませんか。

教育総務課給食担当副参事 小学校につきましては、既に給食費の無償化が4月

から実施をされておりますので、基本的には教職員等が口座登録をしていただくということになりますので、今2,000件余りのまだ口座登録をしていただけてない方につきましては、ほとんどが中学校の対象者ということになります。こちらについても一旦7月24日で締め切っておりますが、私どもでも2、3回リマインドをさせていただいております、その都度、駆け込みで登録者が増えていくという状況もありますので、引き続きこちらについては、リマインドで口座登録を促したいと思っております。

西口委員 ありがとうございます。本当に2本立てで中学校と小学校と違うとか、いろいろな難しい点がありますが、今後も丁寧に対応していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 はい。ほかいかがでしょうか。

それでは、次に、報告事項(3)「学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借契約締結の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育施設課長。

教育施設課長 報告事項(3)「学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借契約締結の報告について」、御説明申し上げます。

学校屋内運動場67校に空調設備を設置するにあたり、北エリア、南エリアと2つに分けて公募型プロポーザルを実施し、審査を行ったところ、NTT・TCリース株式会社東海支店と7月10日に賃貸借契約の締結を行いました。

設置期間は令和9年8月31日までとしています。賃貸借期間としましては、令和9年9月1日から令和14年8月31日までの5年間としています。また、契約金額は北エリア11億1,850万2,000円、南エリア13億530万1,800円となります。

参考としまして年度別の契約額を記載しています。

以上で説明を終わります。

教育長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。西口委員。

西口委員 昨日発生した熊本の地震で、体育館に空調設備がなくて、教室を開放せよということが出ていますが、賃貸借が令和9年9月1日からということは、準備が今年から始まるんですが、この来年の9月1日までにもし何かあっても無理ということですかね。

教育長 教育施設課長。

教育施設課長 この8月末から順次、令和9年8月30日までに全校67校を設置していき、設置が完了したところから試運転期間ということで、賃貸借期間前であっても使用可能というような対応をしております。

西口委員 分かりました。今回のことで、早くというようなことも出てくるかもしれないですが、状況をしっかりと見ながら、次を見ていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 教育施設課長。

教育施設課長 1つ誤解のないように説明をさせていただきますが、設置工事は業者がするんですが、設置工事とはまた別で中部電力の引き込みというのがありまして、中部電力の引き込みについては、NTTリースは、関係ないといったらおかしいですが、中部電力がしますので、お互いがセットで完了して初めて稼働するということです。今、この順番とかいったことも打ち合わせして、次回の教育委員会ではお話しできると思っていますが、そういうやりとりがあって、空調設備は設置できてても、電気が来てないとなると、何で使えないのという、お言葉いただく可能性がありますので、そのあたりはできるだけ、タイムラグがないようにしていきたいと考えております。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項(4)「津市電子図書館システム構築及び利用等業務に係るプロポーザルの結果について」、事務局から説明をお願いします。

津図書館長。

津図書館長 報告事項(4)「津市電子図書館システム構築及び利用等業務に係るプロポーザルの結果について」、御説明申し上げます。

当該プロポーザルには、2者の申し込みがあり、6月24日にプロポーザル方式の審査委員会において、最優先候補者を決定しました。

選考結果については、恐れ入りますが、資料の2枚目を御覧ください。結果一覧のとおり、最優先候補者は、株式会社図書館流通センターとなりました。

現在は、最優先候補者である株式会社図書館流通センターからの提案を踏まえ、契約に係る仕様内容について協議し、7月中に契約締結が完了すべく進めております。

今後につきましては、児童・生徒向けの読み放題パックを導入する形で、10月1日の利用開始に向け調整を進めていくとともに、サービス開始から、津市内の小中学校に在籍する児童、生徒が、学校で使用しているタブレットで閲覧できる環境を教育研究支援課と連携し構築していきます。

また、電子書籍の選定にあたっては、学校図書館司書に相談しながら、選定していく予定です。

以上で説明を終わります。

教育長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。

西口委員。

西口委員 総合点数というのは、どういう内容でこういうふうな点数になってきたのか、少し教えていただけますか。

教育長 津図書館長。

津図書館長 見積もりの分野の提案とシステム等の機能的なことの提案、それと、こちらが一番強く求めたのは今回は児童書を中心に考えていますので、児童書の蔵書の数、子どもたちが図書館や本離れ、文字離れしている状況で、有効に読まれていただくように、充実した内容を提案していただいたかたちで、大きくは、具体的にその3点のところの提案をいただいて、評価をしたということです。

西口委員 ありがとうございます。子どもたちの読書離れということが叫ばれてますが、子どもたちが日常的に持っているタブレットに、この本を読みましよう、とかいったことが、これによって入ってきて、みんながもっと本を親しめるような環境に向けて、教育研究支援課としっかり連携していただいて、取組を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 ほか、いかがでしょうか。富田委員。

富田委員 これは、児童生徒が持つタブレットで、閲覧できるということなので、図書館内に限らず、児童生徒であれば、このタブレットをどこでも利用できるということなんでしょうか。

教育長 津図書館長。

津図書館長 そのとおりですが、他のタブレット以外でも、ＩＤ等を入れたら家のパソコンや携帯からでも利用することができます。

富田委員 今回は、児童生徒だけの話で、一般の方の場合は、こういった電子書籍の利用というのはどのようなになるのでしょうか。

津図書館長 ８月１日の広報紙に載せさせていただきましたが、一般の方につきましても、今、図書館を利用させていただいており、１０月１日現在、その利用登録の期限が切れていない方は、申込み等していただければ、ＩＤは今の図書館カードで、パスワードは生年月日ということで、１０月１日から利用できます。図書館を利用していない、図書カードがない人につきましては、申請していただくということになります。ただ、児童書になりますので、一般の方がどこまで利用していただくかというのがありますが、図書についても選定をしていきますので、利用していただきたいと思います。ただ、予算に限りでありますので、今回は、子どもたちの図書離れに関して、そちらに力を注いでいくことになります。

富田委員 分かりました。

教育長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、公開事項については、以上としたいと思います。

<以下非公開>

教育長 次に、非公開事案の審議に入りたいと思います。先ほど決定しましたとおり、ここからは非公開とします。議案第２４号「津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課生涯学習・公民館事業担当副参事。

【非公開】

生涯学習課生涯学習・公民館事業担当副参事 説明

各委員 質疑

生涯学習課生涯学習・公民館事業担当副参事 説明

教育長 よろしいでしょうか。

議案第２４号について、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第24号については、原案どおり可決します。

次に、議案第25号「津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長。

【非公開】

教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援課長 説明

教育長 よろしいでしょうか。

議案第25号について、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第25号については、原案どおり可決します。

次に、議案第26号「津市いじめ対策会議委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長。

【非公開】

教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援課長 説明

教育長 よろしいでしょうか。

議案第26号について、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第26号については、原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。報告事項（1）「津市教育委員会点検・評価につい

て」、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

【非公開】

教育総務課長 説明

各委員 質疑

教育総務課長 説明

教育長 以上で本日の案件は、全て終了しました。

その他、何かございますか。

委員の皆さんから何か御意見やお気づきになったことがございましたら、どうぞ。

教育長 よろしいでしょうか。

ないようですので、これをもちまして、令和８年第８回津市教育委員会を閉会します。